

学校法人星美学園コンプライアンス基本規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人星美学園（以下「学園」という。）におけるコンプライアンスに関し、その推進体制、違反防止活動及び違反事案に対する通報の処理その他の対応を定め、もって、学園のコンプライアンス体制を維持し、学園の健全で適正な運営及び学園の社会的信頼の維持に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「コンプライアンス」とは、法令、寄附行為等の学園諸規程、教育研究の場における倫理その他の規範（以下「法令等」という。）を遵守することをいう。
- (2) 「役員・職員・保護者等」とは、学園の役員、評議員、職員（教育職員、事務職員等で学園と雇用関係のある者をすべて含む。）、派遣職員、学生、生徒及び卒業生、学園に在学（在園）する学生、生徒、児童及び園児の保護者並びに学園と契約関係のある者及びその被用者をいう。
- (3) 「職員等」とは、学園の役員、評議員、職員及び派遣職員をいう。
- (4) 「コンプライアンス事案」とは、職員等がコンプライアンスに違反し、又は違反するおそれのある事実をいう。
- (5) 「コンプライアンス窓口」とは、コンプライアンス事案を察知又は把握した者（役員・職員・保護者等）の通報又は相談に応じるための窓口をいう。
- (6) 「通報」とは、コンプライアンス事案を察知又は把握した者（役員・職員・保護者等）が、コンプライアンス窓口、上司、推進責任者又は総括責任者に通報することをいう。
- (7) 「相談」とは、コンプライアンス事案を察知又は把握した者（役員・職員・保護者等）が、当該事案がコンプライアンス事案に該当するか否か、その事案への対応方法等について、コンプライアンス窓口等に相談することをいう。
- (8) 「部門」とは、短期大学、中学・高等学校、小学校、幼稚園及び法人事務局をいい、この区分をもって1部門とする。

(職員等の責務)

第3条 職員等は、学園が教育と研究を目的とする公共機関であることを自覚し、コンプライアンスの重要性を深く認識するとともに、人権を尊重し、高い倫理観を持って行動しなければならない。

第2章 コンプライアンス推進体制

(最高責任者)

第4条 学園のコンプライアンス推進における最高責任者は、理事長とする。

(総括責任者)

第5条 学園に、コンプライアンス推進に関する業務を総括させるため、コンプライアンス総括責任者（以下「総括責任者」という。）を置く。

- 2 総括責任者は、法人事務局長とする。
- 3 総括責任者は、推進責任者の職務を監督する。

(推進責任者)

第6条 学園の各部門に、当該部門に係るコンプライアンスの推進に関し指揮させるため、コンプライアンス推進責任者（以下「推進責任者」という。）を置く。

- 2 推進責任者は、各学校においては学長又は校長とし、幼稚園においては園長とし、法人事務局においては総務課長とする。

(コンプライアンス窓口)

第7条 学園の各部門に、通報及び相談に応じさせるため、コンプライアンス窓口を置き、その担当部署を短期大学企画管理課、各学校事務室、幼稚園事務室又は法人事務局総務課とし、その長をコンプライアンス窓口責任者（以下「窓口責任者」という。）とする。

- 2 コンプライアンス窓口の連絡先及び窓口責任者は、学内の掲示板に掲示するなどして公表する。

(コンプライアンス委員会)

第8条 学園に、コンプライアンス委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、コンプライアンスの推進に係る重要方針の策定、推進のための啓発、

教育及び研修に係る計画の策定並びに再発防止策の策定に関する総括的な審議を行うとともに、必要に応じて、教育、研修並びにコンプライアンス事案の調査及び検証を実施する。

- 3 前項に定めるもののほか、委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、委員会規程において定める。

第3章 コンプライアンス事案の防止活動

(啓発、教育及び研修)

第9条 総括責任者は、コンプライアンス事案を防止する観点から、役員・職員・保護者等に対し、コンプライアンスの重要性に関する認識を高め、遵守すべき法令等に関する理解を増進するために必要な啓発、教育及び研修に関する全学的な体制を確立するよう努めなければならない。

- 2 総括責任者は、前項の職責を遂行するため、適宜、委員会に、コンプライアンスの推進に係る重要方針の策定並びに推進のための啓発、教育及び研修に係る計画の策定を要請しなければならない。
- 3 総括責任者は、コンプライアンスに係る啓発、教育及び研修の状況を把握し、推進責任者等に対し必要な指示その他の措置をとらなければならない。
- 4 総括責任者は、通報を受け取ったコンプライアンス事案の内容及び行った対応を、理事会開催の都度、理事会に報告しなければならない。

第4章 コンプライアンス事案への対応

(通報等一統括責任者への集中)

第10条 役員・職員・保護者等のうち、役員、評議員、職員及び派遣職員は、コンプライアンス事案を察知又は把握した場合は、その内容を、直ちに、コンプライアンス窓口、上司、推進責任者又は総括責任者に通報しなければならない。

- 2 役員・職員・保護者等のうち、学生、生徒、卒業生、保護者並びに学園と契約関係のある者及びその被用者は、コンプライアンス事案を察知又は把握した場合は、その内容を、コンプライアンス窓口、推進責任者又は総括責任者に通報することができる。
- 3 前2項の通報を受けたコンプライアンス窓口、上司又は推進責任者は、直ちに、当該コンプライアンス事案を、総括責任者に報告しなければならない。

(通報者の責務)

第11条 コンプライアンス事案について通報を行う者(以下「通報者」という。)は、誠意をもって客観的かつ合理的根拠に基づく報告等を行うものとし、不正の利益を得る目的、学園又は第三者に損害を加える目的その他の不正の目的をもって通報を行ってはならない。

(通報の方法)

第12条 コンプライアンス事案についての通報は、面談、電話、ファクシミリ、手紙(書面)又は電子メールによる。

2 通報者は、通報を行う場合、通報者本人を特定する情報を秘匿することができる。

(職員等に係るコンプライアンス事案の調査の手続)

第13条 職員等に係るコンプライアンス事案についての通報を受け取った総括責任者は、当該コンプライアンス事案の事実関係の調査を、委員会に要請する。ただし、緊急を要する場合又は重大でないと認められる場合は、総括責任者が自ら調査を行うことができる。また、通報された事実が存在しないこと又は学園と関係がないことが明らかである場合は、委員会に調査を要請しないことができる。

2 前項の調査を行った委員会は、当該調査の結果を総括責任者に報告しなければならない。

3 役員・職員・保護者等は、第1項の調査に際して協力を求められたときは、当該調査に協力する。

4 総括責任者は、コンプライアンス事案の調査の結果に基づき、理事長に対し、コンプライアンス事案の事実関係に関する報告及び再発防止策に関する具申等の適切な対応をとらなければならない。

5 総括責任者は、コンプライアンス事案の調査の結果により必要と認める場合には、懲戒の手続に移行させることについて、理事長に具申しなければならない。

(理事長が行う措置)

第14条 理事長は、前条第4項及び第5項に基づく報告又は具申を受けたときは、必要に応じて、当該違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復させるとともに、再発防止又は懲戒等に必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、前項の再発防止に必要な措置を講じるため、委員会に再発防止策の

策定を要請することができる。

- 3 総括責任者は、第1項の措置が講じられた場合は、当該措置に係る通報を行った通報者に対し、その措置の内容を通知しなければならない。ただし、当該通報者の連絡先が明らかでないときは、この限りでない。

(学生等に係るコンプライアンス事案の調査の手続)

第15条 学生、生徒、児童又は園児（以下「学生・生徒等」という。）に係るコンプライアンス事案については、当該学生・生徒等の所属する部門の長の責任において、教育的な配慮に立ちつつ、調査を適切に実施するとともに、その結果に基づき、必要な教育指導を行わなければならない。

- 2 当該部門の長は、前項の調査の結果により懲戒の対象となりうる行為があると認めた場合は、各部門の学則（園則）に基づき、適切な対応をとらなければならない。

(コンプライアンス事案への対応に当たっての適切な配慮)

第16条 総括責任者、推進責任者、窓口責任者及び委員会委員は、学園におけるコンプライアンス事案への対応に当たって、次の各号に定める配慮がなされるよう、必要な措置を講じなければならない。

- (1) 通報又は当該コンプライアンス事案の調査に協力した者が不利益な取扱いを受けないようにすること。
- (2) 当該コンプライアンス事案の調査の対象となった者の名誉、プライバシー等を不当に侵害することのないようにすること。
- (3) 当該コンプライアンス事案の調査で知ることができた秘密を保持し、他に漏らすことのないようにすること。
- (4) 当該コンプライアンス事案の調査に当たって、必要に応じて専門的な知見を有する学外者の参画を得るなどその客観性及び公正性を確保すること。

(不利益取扱いの禁止)

第17条 学園は、役員・職員・保護者等が通報を行ったことを理由として、当該通報者に対し、解雇、降格、減給その他の不利益な取り扱いを行ってはならない。ただし、当該通報者が不正な目的をもって行ったときは、この限りでない。

(軽減措置)

第18条 コンプライアンス事案に関与していた職員等が，委員会又は統括責任者がその調査を開始する前に，自らその事案の通報を行った場合は，当該職員等に対する処分を免除し，又はその程度を軽減することがある。

(説明責任の履行)

第19条 学園は，コンプライアンス事案については，法令に基づいて関係機関へ適切に報告するとともに，当該事案の社会的な影響を踏まえ，必要に応じて適時かつ適切な方法により公表するものとする。

第5章 雑 則

(委 任)

第20条 この規程に定めるもののほか，この規程の実施に関し必要な事項は，理事長が細則をもって定める。

附 則

- 1 この規程は，平成28年1月9日から施行する。
- 2 この規程は，平成28年4月1日から施行する。